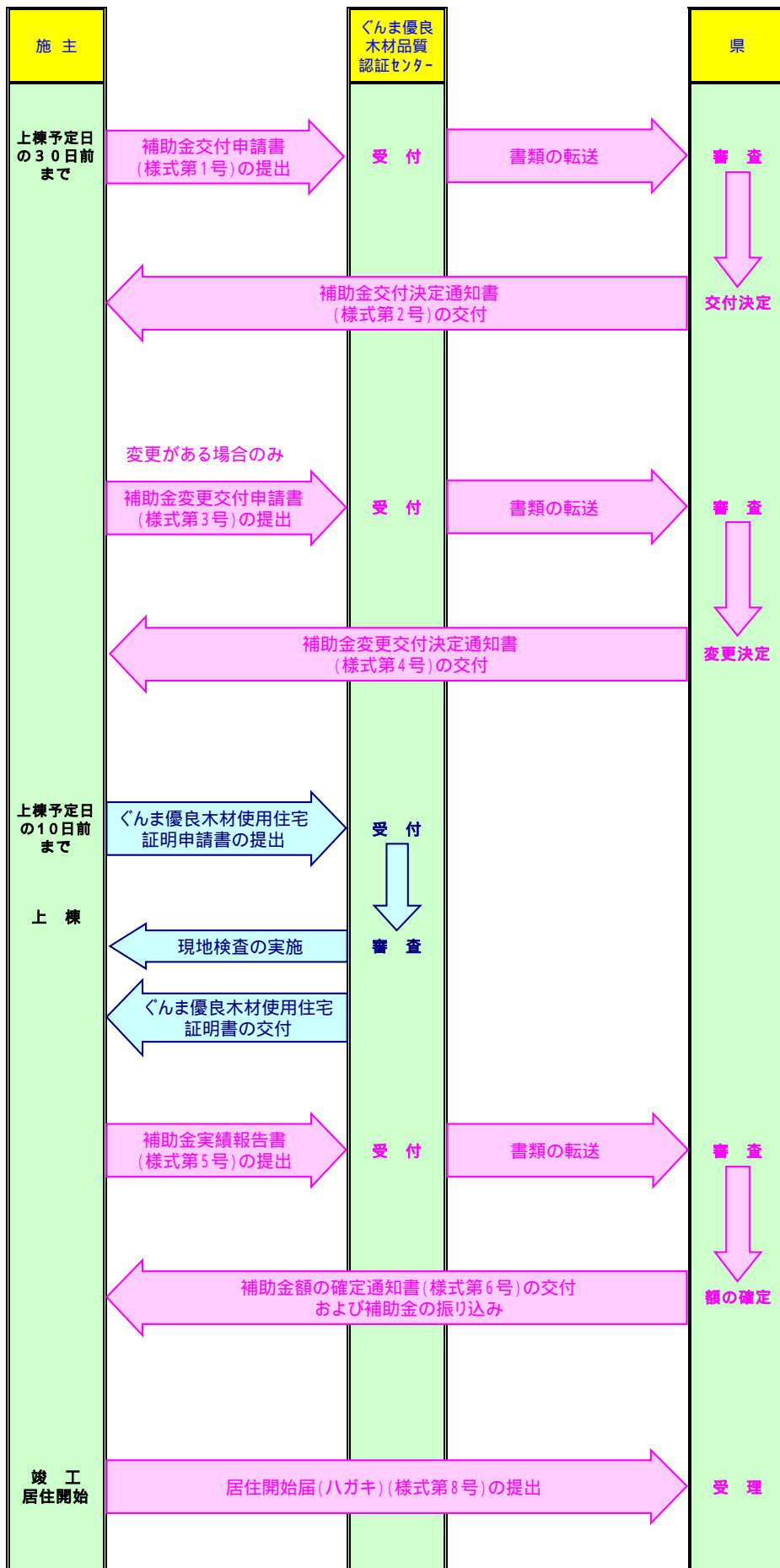


ぐんまの木で家づくり支援事業 手続きのながれ〔構造材補助(省エネ割増除く)〕



注 意 事 項

補助金交付申請書は、**上棟予定日の30日前までに提出**してください。

補助金交付決定通知書を交付した日から、補助金交付決定通知書に記載の「**事業完了日**」までの間に**上棟**してください。
 「事業完了日」までに上棟できないことがわかったときは、速やかに「補助金変更交付申請書」を提出し、知事の承認を得てください。(最大で年度末まで延長できます。)

補助金交付決定後に、**以下の事由が発生したら、「事業完了日」までに「補助金変更交付申請書」を提出し、知事の承認を得てください。**

- 交付決定された補助金額が変わる場合
- 事業完了日までに上棟できない場合
- 施工業者が変更になる場合
- その他

「ぐんま優良木材使用住宅証明申請書」は、**上棟予定日の10日前までに提出**してください。
 「ぐんま優良木材使用住宅証明書」の交付に際して、手数料がかかります。(構造材:8,000円)

補助金交付決定を受けた住宅が上棟し、「ぐんま優良木材使用住宅証明書」が交付されたら、速やかに「補助金実績報告書」を提出してください。

補助金の交付を受けた住宅が竣工し、**居住を始めた**ら、「補助金額の確定通知書」に同封した「**居住開始届(ハガキ)**」に所定事項を記入し、アンケートにご回答の上、**投函**してください。